御堂筋の景観誘導について（景観計画及び関連するガイドラインの変更等について）

官民共創による御堂筋のまちなみ創造に向けて

「御堂筋」は、本市のシンボルストリートであり、イチョウ並木が市指定文化財に指定されるなど風格のある街路と質の高い沿道建築群が作り出す空間構成により、大阪を代表する都市景観を形成しています。平成26年からは御堂筋沿道のにぎわいづくりと風格ある景観の継承をめざし、地区計画及び「御堂筋デザインガイドライン」に基づき、事業者等と本市の対話によるまちなみ創造に取り組んできました。さらに近年、御堂筋の側道の歩行者空間化が進められている状況も捉え、「大阪市景観計画」について、御堂筋における景観誘導等のあり方を整理し、御堂筋を含む大阪市全域を網羅する総合的な計画となるよう一部を変更します。併せて、「御堂筋デザインガイドライン」について、誘導事例の記載などの充実を図ります。

１．御堂筋デザインガイドライン区間の景観計画の位置づけ等

①「まちなみ創造区域」の創設

御堂筋のうち、土佐堀通から長堀通の区間は、地区計画及び「御堂筋デザインガイドライン」により、事業者等と本市との対話・創造に基づく景観誘導（対話・創造型）を実施してきました。

このように、「対話・創造型」の景観誘導により、良好なまちなみを形成してきた区域を対象に、景観計画において基準に基づく景観誘導（基準型）を図っている区域(「基本届出区域」、「重点届出区域」)とは別に、「対話・創造型」をベースにした区域であることを明確化するため、第３の区域(ゾーニング)として、「まちなみ創造区域」を新たに定め、当該区間を「御堂筋デザインガイドライン地区」として位置づけます。

景観計画区域（市域全域）
- 基本届出区域〔重点届出区域、及びまちなみ創造区域以外〕（都心景観形成区域、臨海景観形成区域、一般区域）
- 重点届出区域（御堂筋地区、堺筋地区、四つ橋筋地区、なにわ筋地区、土佐堀通地区、国道２号地区、中之島地区）
- まちなみ創造区域（御堂筋デザインガイドライン地区）

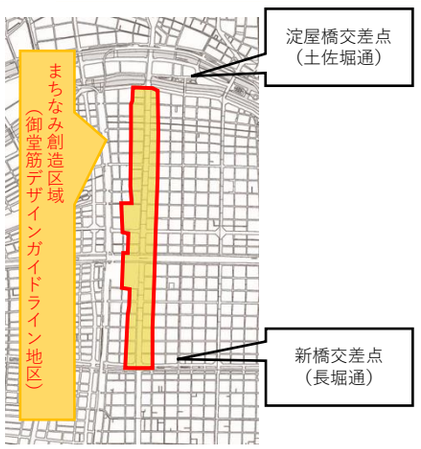

景観計画区域（＝大阪市全域）（法第８条第２項第１項）

基本届出区域 ／ 重点届出区域 ／ まちなみ創造区域

景観法
- 区域・地区ごとの景観形成方針（法第８条第３項）
- 建築物・工作物の届出制度
  - ・景観形成基準（法第８条第２項第２号）
  - ・届出対象行為（法第16条第１項、第７項）
- 屋外広告物に関する行為の制限
  - ・広告物基準（法第８条第２項第４項イ）
- 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針
  - ・景観上重要な建築物や樹木を保全・活用するための指定方針（法第８条第２項第３項）
- 景観重要公共施設制度の活用
  - ・整備に関する事項（法第８条第２項第４号ロ）
  - ・占用許可等の基準（法第８条第２項第４号ハ）

要綱等
- まちなみ創造区域では、エリアごとに定める要綱やガイドライン等に基づき、事業者等と大阪市との対話による事業者等の創意工夫をいかした建築物の形態意匠・屋外広告物および用途の誘導等を行う。
  - （例）御堂筋沿道建築物のデザイン誘導等に関する要綱

②「大阪を代表するエリア」への位置づけ

景観計画では、眺望景観づくり及び夜間景観づくりを重点的に推進するエリアとして、「大阪城公園周辺」「中之島等」及び「ベイエリア」を『大阪を代表するエリア』と位置づけていますが、「御堂筋とその沿道」を新たに位置づけることにより、御堂筋が景観計画において特に重要なエリアであることを明確化します。

凡例
- 眺望・夜間景観
  - 大阪城公園周辺（大阪城景観配慮ゾーン）
  - ベイエリア
  - 御堂筋とその沿道（道路景観配慮ゾーン　御堂筋）
- 眺望景観
  - 中之島等
    - 河川景観配慮ゾーン　天満橋～船津橋・端建蔵橋
- 夜間景観
  - 河川景観配慮ゾーン　大川・堂島川・土佐堀川・安治川

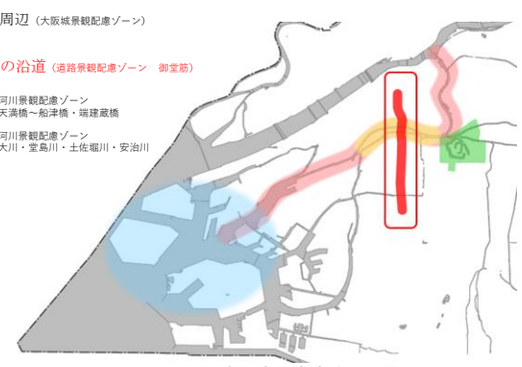

大阪を代表するエリア

２．道路と沿道敷地が一体となった御堂筋の景観誘導

～「御堂筋道路空間再編整備ガイドライン」の景観計画への関連づけ～

御堂筋では、車中心から人中心の道路空間への転換をめざして「御堂筋将来ビジョン」を策定し、その実現に向けたファーストステップとして、「側道歩行者空間化」に取り組んでいます。その整備に関して、シンボルストリートにふさわしい街路景観を創出するための空間づくりやデザインの考え方などを示した「御堂筋道路空間再編整備ガイドライン（みちガイドライン）」を策定します。

また、景観計画における景観重要公共施設である御堂筋の整備の事項及び占用等の基準に関連づけるとともに、沿道敷地における各制度との整合を図り、道路と沿道敷地が一体となった景観誘導を進めていきます。

▼ 御堂筋道路空間再編整備ガイドライン（案）（イメージ）

▼ 対象区間及び範囲

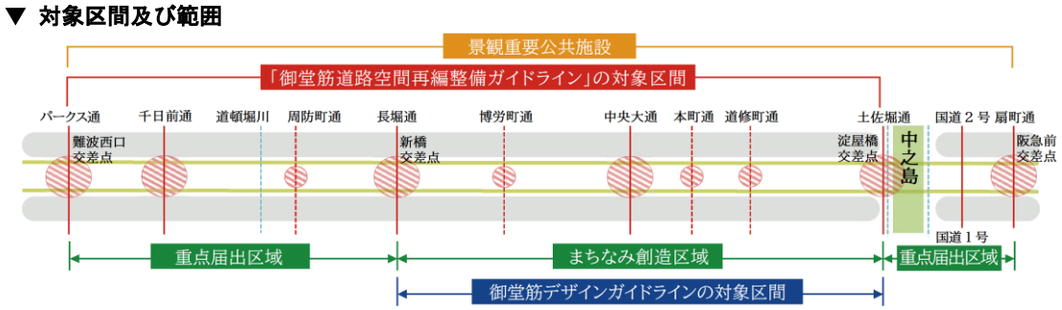

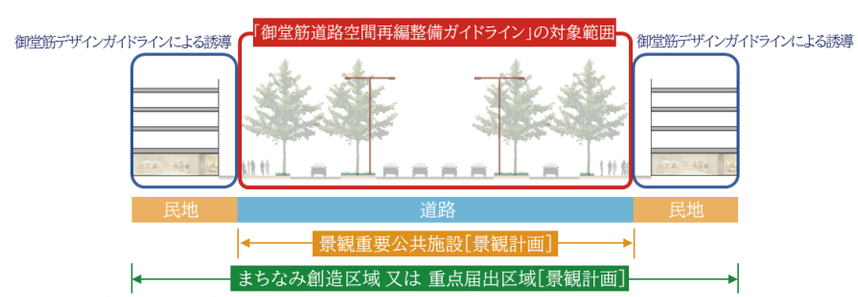

３．御堂筋デザインガイドラインの変更

「御堂筋デザインガイドライン」の運用開始（平成26年）から約10年が経過し、誘導事例も蓄積されてきたため、誘導事例集の追加や、これまでの対話の中で整理されてきた建築等にあたって配慮していただく事項の反映、わかりやすい説明の補足などにより、内容を充実します。